第百三十二条第一項	理事	取締役又は執行役
第百三十二条第二項	理事	取締役、執行役
第百三十二条第三項第二号	第四十七条各号	第四十七条各号、会社法第九百七十六条各号又は再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第六十五条各号

2　法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第六十六条第一項に規定する適格性の認定等を受けた特定承継会社については、同法第六十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「農林中央金庫法」とあるのは「再編強化法」と、同条第三項中「再編強化法第二十七条」とあるのは「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第九条第二項」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第六十八条の規定を準用する場合については、同項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第二十三条の規定を準用する。

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法以外の法令の適用関係）

第十六条　法附則第三十三条第二項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（第八十五条の十二を除く。）

二　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）

三　租税特別措置法（第八十条の二に限る。）

四　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）

五　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号。次項において「組織再編成促進特別措置法」という。）

六　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）

七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

八　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号。次項において「被害回復分配金支払法」という。）

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）

十　農業動産信用法施行令（昭和八年勅令第三百七号）

十一　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）

十二　農水産業協同組合貯金保険法施行令

十三　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号。次項において「被害回復分配金支払法施行令」という。）（第四条第二項及び第六項から第八項までを除く。）

2　法附則第三十三条第二項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
組織再編成促進特別措置法第十五条第一項	第八条	附則第三十条第一項
	第二十四条第二項	附則第三十一条第一項

組織再編成促進特別措置法第十五条第二項	第二条第三項に規定する信用事業又は信用事業	附則第二十七条第二号に規定する特定業務（次項において「特定業務」という。）に係る事業
	農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき同法第七項の事業	又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十七条第二号に規定する特定業務に係る事業
組織再編成促進特別措置法第十六条第二項	農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき同法	再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第三十条第三項の認可を受けて農業協同組合法
	第七項の事業	第七項の事業若しくは特定業務に係る事業
	信用事業	信用事業若しくは農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十七条第二号に規定する特定業務に係る事業
組織再編成促進特別措置法第十六条第二項	農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき	再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第三十条第三項の認可を受けて
	同法	農業協同組合法
組織再編成促進特別措置法第十九条第四号	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十八条第二項	農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき
		限る
犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第一項第三号	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十八条第一項に規定する行政庁	農林水産大臣及び内閣総理大臣
被害回復分配金支払法第三十五条第二項	農業協同組合法第十一条の二第二項	銀行法第二条第八項
被害回復分配金支払法第三十九条第三号	農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁	農林水産大臣及び内閣総理大臣
農水産業協同組合貯金保険法施行令第十七条第一項第三号	決定	決定又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定